

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

工事請負契約の解除に伴う請負業者への損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 概要 2013年4月8日に契約した小山スポーツ広場用地改修工事について、請負業者との協議により工事請負契約を解除することに伴い、損害を賠償するもの
- 2 相手方 株式会社 三ノ輪建設
代表取締役 萩原 謙 様
- 3 損害賠償の額 10,710,000円